

# 第1章

## 総合計画の考え方

# 第1章 総合計画の考え方

## 1 計画策定の趣旨

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海で育まれた良質な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性の源となる価値を活かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現をめざして取り組んできました。

今、本道は、全国を上回るスピードで急速に人口減少が進行しており、地域の存亡に関わる危機に直面しています。

また、近年は、道内においても、気候変動の影響が顕在化しており、台風の上陸や接近等に伴う大雨による河川の氾濫や土砂災害などの甚大な被害が発生しているほか、2018(平成30)年9月に発生した北海道胆振東部地震では、大規模な土砂災害や家屋の倒壊等の被害とともに、ライフラインの寸断や産業被害の拡大など、全道各地に甚大な被害と多大な影響をもたらしており、本道の強靱化は喫緊の課題となっています。

こうした中、2020(令和2)年当初から新型コロナウイルス感染症が世界的に流行したことを踏まえ、感染症をはじめとした様々な危機に対する脆弱性の克服が必要となっています。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う価値観などの変化により、広域分散型の地域特性というハンディがリスク分散の受け皿といった新たな価値として再認識されていることから、こういった価値の創造に加え、従来から認識されていた食や観光といった北海道の強みのさらなる磨き上げなどにより、北海道の真価を発揮していくことが重要です。

さらには、地域社会の活性化や産業競争力の強化、より質の高い暮らしをめざす Society5.0<sup>※</sup>の実現に向けたデジタル化の推進や、気候変動問題の解決のための世界的な脱炭素化<sup>※</sup>に向けた動きの加速化など、社会が大きく変革する兆しが見えはじめています。

こうした危機を克服するとともに、北海道の価値を高め、社会変革の動きに対応するため、すべての道民が、今後のめざす姿と進むべき道筋を共有し、その実現に向けて、お互いに連携を深め、力を合わせて取り組んでいくための指針として、総合計画を策定します。

この計画に沿って、人口減少問題や本道の強靱化、デジタル化や脱炭素化の推進などにしっかり対応し、北海道の多様な価値と強みを活かした取組を進めていきます。



## 2 計画の性格

道では、1977(昭和52)年以降、これまで、「北海道発展計画」、「北海道新長期総合計画」、「第3次北海道長期総合計画」、「新・北海道総合計画」といった10年毎の総合計画に基づき、様々な施策や事業を展開してきました。

本道を取り巻く情勢の変化や課題などをとらえ、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示すため、北海道行政基本条例に基づき、総合計画を策定します。

## 3 計画の期間

2016(平成28)年度から2025(令和7)年度の10年間とします。

## 4 計画の特色

### <わかりやすい計画>

この計画は、すべての道民がともに考え、ともに行動する指針であり、メッセージ性を高め、よりわかりやすい計画を心がけています。

### <ビジョン型の計画>

本道の将来を長期的に展望した「めざす姿」を明らかにし、その実現に向けた道筋を明確にすることに重きを置くとともに、保健・医療・福祉、環境、経済・産業、エネルギー、教育などの具体的な推進施策は、別に策定する分野別の計画などにより推進します。

### <人口減少問題などの喫緊の課題への対応を重点的に推進する計画>

人口減少問題や強靱な北海道づくりのほか、デジタル化や脱炭素化<sup>\*</sup>の推進などの喫緊の課題に対応するため、総合計画とは別に策定する、北海道創生総合戦略や北海道強靱化計画、北海道 Society5.0<sup>\*</sup>推進計画、北海道地球温暖化対策推進計画を重点戦略計画と位置づけ、関連する施策を一体的に推進します。

### <情勢の変化などに柔軟に対応する計画>

時代の変化に柔軟に対応することができるよう、計画の推進状況の点検・評価や経済社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

### <持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進>

2015年（平成27）年9月、国連で150を超える加盟国首脳が参加の下、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、その中核として17のゴールと169のターゲットからなる「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」が掲げられました。

道では、2018（平成30）年12月、SDGsのゴール等に照らした、本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などを示した「北海道SDGs推進ビジョン」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携・協働しながら、北海道全体でSDGsの推進を図ることとしています。

本計画では、本道を取り巻く人口減少問題や本道の強靱化、デジタル化や脱炭素化の推進などの喫緊の課題にしっかり対応し、北海道の多様な価値と強みを活かした取組を進め、将来にわたって安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会の形成をめざしており、SDGsの理念と合致する施策を推進していきます。

なお、本計画とSDGsの達成を見据えた政策展開との関係性を可視化するため、「第4章 政策展開の基本方向」において、関係するSDGsの17の目標（ゴール）を示しています。

#### 指標

指標名	現状値(R2)	目標値(R7)
● SDGsの達成に向けて取組を推進している自治体割合	35.0%	50.0%

(注)現状値及び目標値の「R」は年度を示す。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場面のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	各国内及び各国間の不平等を是正する
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な生産消費形態を確保する
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保存し、持続可能な形で利用する
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 <p>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

## 5 計画の構成

### 第1章 総合計画の考え方

総合計画の基本的な事項として「計画策定の趣旨」、「計画の性格」、「計画の期間」、「計画の特色」及び「計画の構成」を示します。

### 第2章 北海道の「めざす姿」

概ね四半世紀を見据え、「北海道の将来」を展望し、北海道の「めざす姿」と、その実現に向けて道民・道・市町村など多様な主体が共有する「基本姿勢」、具体的な姿として7つの将来像を示します。

### 第3章 中期的な推進方向

時代の大きな流れに的確に対応し『輝きつづける北海道』を実現するため、政策展開を図るための方向性を明らかにするための「中期的な推進方向」を示します。

### 第4章 政策展開の基本方向

「めざす姿」の実現に向け、政策展開を体系的に整理し、「生活・安心」「経済・産業」「人・地域」の3つの分野ごとに「現状・課題」、「政策の方向性」などを示し、目標とする「指標」を設定します。

### 第5章 地域づくりの基本方向

地域の総力により、地域づくりを進めていくため、「地域づくりの基本的な考え方」、「計画推進上のエリア設定」、「地域づくり推進の手立て」及び「地域の姿」を示します。

### 第6章 計画の推進

総合計画を着実に推進していくため、「計画推進の考え方」、「計画の推進手法」、「計画の推進管理」及び「計画の推進体制」を示します。

